

会津若松市スポーツ大会等出場選手激励金交付要綱

(平成3年1月21日決裁)

平成15年3月28日一部改正

平成20年2月18日一部改正

平成25年3月25日一部改正

平成28年9月14日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和3年6月11日一部改正

令和7年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、国際大会、全国的な規模で行われる各種体育・スポーツ大会に参加出場する選手またはその所属する体育・スポーツ団体（以下「選手等」という。）に激励金を交付し、市民の体育・スポーツの普及奨励と技術の向上を図ることを目的とする。

(対象とする大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、福島県予選等を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交歓、親善等を目的とした大会を除く。

(1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会
その他これらに準ずる国際大会

(2) 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会

(3) 文部科学省及びスポーツ庁並びに日本スポーツ協会（加盟中央競技団体を含む。）が主催、共催又は後援する全日本又は全国呼称の各種大会

(対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる選手等は、前条に規定する大会に参加する選手で次の各号のいずれかに該当する選手とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) その他特に市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、年度内に一度激励金の交付を受けているものについては、交付の対象としない。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに高等学校等の児童生徒を除く。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は次のとおりとする。

(1) 第2条第1号に規定する大会に出場する選手1人につき20,000円（団体の場合は20,000円に人数を乗じて得た額とし、200,000円を上限とする。）

(2) 第2条第2号及び第3号に規定する大会に出場する選手1人につき10,000円（団体の場合は10,000円に人数を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。）

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする選手等は、第2条に規定する大会の開催日の前日までに、スポーツ大会等出場選手激励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 全国大会及び国際大会の開催要項

(2) 選手等の名称及び住所を記載した書類

(3) 予選会の成績又は選考会を経たことを証する書類

(4) その他市長が必要と認めたもの

(激励金の交付決定)

第6条 市長は、激励金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、激励金を交付すべきものと認めるときは、激励金の交付を決定する。

2 市長は、激励金の交付を決定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(激励金の交付)

第7条 激励金は、激励金の交付決定を受けた選手等からの請求により交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 激励金の交付決定を受けた選手等は、第2条に規定する大会の終了後30日以内にスポーツ大会等実績報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(激励金の交付決定の取り消し)

第9条 市長は、激励金の交付決定又は激励金の交付又は激励金の交付を受けた選手等に不正な行為があったと認められる場合は、激励金の交付を取り消し、又はすでに交付した激励金の返還を命ずることができるものとする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成3年1月21日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月28日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成20年2月18日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年度分の激励金から適用する。

附 則(平成25年3月25日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月14日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年度分の激励金から適用する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年度分の激励金から適用する。

附 則(令和3年6月11日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和7年3月24日)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。